

## 新たな「京都市動物園構想」の策定検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 京都市動物園が全国の動物園の中で希少動物の繁殖や研究・教育に主導的な役割を果たしていくため、動物園関係者、環境教育・動物学等の専門家や市民の意見を幅広く聴取し、多様な視点を取り入れた構想を策定することを目的として、新たな「京都市動物園構想」の策定検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、10人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等の指名)

第4条 市長は、委員のうちから検討会議の座長を指名する。

2 座長は、検討会議の進行をつかさどる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 検討会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、文化市民局動物園総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。